

令和2年度国富町公共下水道事業公営企業会計移行支援業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、国富町（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ委託する「令和2年度国富町公共下水道事業公営企業会計移行支援業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 本業務は、国富町公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）に地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）を適用する（以下「法適用」という。）にあたり、必要となる業務支援を行うことを目的とする。

(法適用の方針)

第3条 法適用の概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の適用時期 令和5年4月1日
- (2) 法の適用範囲 地方公営企業法の全部適用
- (3) 法適用を行う事業 国富町公共下水道事業

(業務概要)

第4条 業務概要は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画
- (2) 資産整理及び評価
- (3) 法適用移行事務支援
- (4) 企業会計システム構築

(業務委託期間)

第5条 本業務期間は、契約締結時から令和5年3月31日までとする。

(関係法令、規則等)

第6条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び当該仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則、各種通達、通知、参考図書、各種報告書等に準拠し行うものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (9) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (10) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (11) 国富町例規類集、Super Reiki-Base
- (12) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (13) 下水道用設計積算要領（各編）
- (14) 下水道事業における企業会計導入の手引き（公益社団法人 日本下水道協会）
- (15) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成27年1月27日 総務省）
- (16) 地方公営企業関係法令実例集（一般財団法人 地方財務協会）
- (17) 公営企業の経理の手引き（一般財団法人 地方財務協会）
- (18) その他本業務の実施に際して準拠することが必要な関係法令等及び通達、通知等

（疑義及び折衝）

第7条 本業務についての疑義又は定めのない事項については、甲と乙と事前に協議し、その指示に従わなければならない。また、関係者、関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を甲に申し出て指示を受けるものとする。

（提出書類）

第8条 本業務を実施するに当たり、乙は次の各号に定める書類を業務着手前に甲に提出し、当該書類の内容について甲の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 照査技術者届
- (4) 業務実施計画書
- (5) 工程表
- (6) その他、甲が提出を求める書類

（管理技術者等）

第9条 乙は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮して、下水道事業の法適用に係る全ての移行業務に精通した相当の経験を有する技術者を配置する。なお、甲が本業務の遂行に支障を来たすと認めたときは、乙に対し管理技術者等の変更を求めることができる。

（乙の責任）

第10条 本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる事項は、乙の責任とする。

- (1) 乙の行為に起因して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決するものとする。
- (2) 甲が貸与する資料以外の資料収集は乙が行うものとする。
- (3) 本業務終了後において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、乙の責任と負担において早期の訂正補充等の処理をするものとする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、本業務委託の履行上知り得た事項を一切他人に漏らしてはならない。

(検査)

第12条 乙は、委託業務を終了したときは、甲の検査を受けるものとし、甲から当該仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって、検査が完了したものとする。

(資料の保管)

第13条 本業務において甲から貸与される資料について、乙は必ず借用書を提出するとともにその重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(損害賠償)

第14条 本業務実施中に事故が発生した場合には、乙は一切の責任を負い、所要の措置を講じるとともに、甲に事故の発生原因及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(再委託)

第15条 乙は、本業務の全部又は甲が指定する部分を再委託することはできない。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を甲に提示して承認を得た場合はこの限りでない。再委託範囲は、乙が責任を果たせる範囲とし、問題が生じた場合は乙の責任において解決する。

(契約変更)

第16条 甲及び乙は、本業務において仕様書の内容に変更が生じた場合には、直ちに相手方に対して報告し、双方で協議のうえその必要があるときは契約変更を行うものとする。

(著作権の帰属)

第17条 固定資産整理及び評価業務の成果品は、全て甲の帰属とする。また、乙は甲の

承認を受けずに成果品を複製し、他に公表又は貸与してはならない。

- 2 例規整備支援業務の実施により生じた成果物の著作権、特許権、実用新案権その他の権利は、乙に属するものとする。
- 3 企業会計システムの成果品のデータ等に関する所有権は、甲に属し、乙は、甲の承認を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならない。ただし、システムのプログラムに関する著作権は乙に属するものとする。

(打合せ協議)

第18条 乙は、本業務を円滑に推進するため、本業務の実施前及び実施期間中に甲と十分に打合せ協議を行うとともに、進捗状況を報告しなければならない。なお、打合せ時の内容を本業務内に反映させるものとし、打合せ後、乙はその内容を打合せ記録簿に取りまとめ、甲に提出するものとする。

第2章 固定資産整理及び評価

(対象となる資産)

第19条 本業務における対象資産は、以下のとおりとする。

- (1) 法適用する下水道事業において、事業着手時から令和4年度末までに取得し保有する全ての固定資産とする。
- (2) 対象となる施設の概要は、別紙1「業務対象施設の概要」のとおりとする。

(貸与資料)

第20条 甲は、本業務を実施する上で次の各号に掲げる資料を乙に貸与若しくは写しを交付し、乙は、現有する資産に関する資料を活用し、資産調査を行う。なお、乙は貸与資料等の管理取扱いには十分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。複製した資料については、乙の責任において、安全かつ確実方法により処分するものとする。

- (1) 決算書及び決算説明書
- (2) 決算統計
- (3) 消費税申告書
- (4) 起債台帳
- (5) 補助金申請書・実績報告書
- (6) 公有財産台帳
- (7) 工事一覧表
- (8) 工事台帳
- (9) 工事位置図
- (10) 工事設計書
- (11) 完成図書

- (12) 下水道台帳
- (13) マンホールポンプ資料
- (14) その他、本業務に必要な資料

(基本方針の検討)

第21条 乙は、甲に適した公営企業会計方式を確立するために、最適かつ円滑な移行業務が行える基本方針の協議・検討を行い本業務に反映させるものとする。

(1) 資産分類方法の検討

固定資産勘定科目の分類やセグメント管理の検討のほか、処理区、排水区、事業区分、施設毎、補助・単独、耐用年数毎などの管理手法の検討を行い、管理手法を確立する。

(2) 耐用年数の確認

有形・無形の固定資産について地方公営企業法施行規則（総合償却の検討含む。）などの耐用年数の管理について検討し、管理手法を確立する。

(3) 減価償却方法の検討

固定資産分類毎に定額法、定率法、取替法の採用について検討し、管理手法を確立する。

(4) 長期前受金償却方法の検討

新会計制度に準拠するために長期前受金や資本剰余金に長期前受金収益化の手法について検討し方針を確立する。

(基礎調査)

第22条 乙は、本業務を実施するために必要となる決算及び工事関連等の資料を収集する。また、資料整理の作業に当たっては次に掲げる項目に従い実施するものとする。

(1) 基礎調査

地方公営企業法を導入するために必要な各種基礎資料の保管状況の写真撮影を行い、保管状況を一覧表として整理する。

(2) 年度別節別決算額一覧表の整理

① 下水道事業の着手年度から年度別に歳入歳出決算書を整理し、決算事項別明細書の節別に事業費を把握して作成する。

② 平成元年度分以降は、消費税等込みとなっていることから、課税区分に従い「消費税抜き」の歳出額を算出し、財源（歳入）の圧縮（減額）処理を行う。

(3) 建設支出の整理

固定資産の取得を目的とした「消費税抜き」の歳出額を把握するために作成する。

(4) 建設財源の整理

固定資産の取得に充当した国庫補助金や起債、受益者負担金等の「消費税抜き」の財源額を把握するために作成する。

(5) 年度別建設工事一覧表の整理

工事・決算関連資料等により、年度別節別決算額一覧表に対応した工事一覧表を作成する。決算書及び付属資料をもとに法適用以前の時点で、年度単位に取得価額等との照合を行う。

(資産整理)

第23条 固定資産整理を次の各号に掲げる項目に従い実施するものとする。なお、取得資産の整理手法は、施設の適正な維持管理及び除却処理に対応できるように調査・整理を行う。

(1) 建物

- ① 工事単位で工事情報及び財源の確認を行う。
- ② 建築工事による地上構造物は建物とし、1棟単位で台帳を作成する。
- ③ 建物に付属する建築機械、建築電気は建物付属設備とし、建物に区分する。
- ④ 工事一覧表、工事台帳、工事設計書及び完成図書に基づき整理する。

(2) 構築物

① 管路施設

- ア 工事単位で工事情報及び財源の確認を行う。
- イ 工事台帳、工事設計書及び管路台帳図に基づき、工事毎に整理する。

② 処理場及びマンホールポンプ場

- ア 工事単位で工事情報及び財源の確認を行う
- イ 土木工事における地下構造物は構築物とする。
- ウ 工事一覧表、工事台帳、工事設計書及び完成図書に基づき、施設一式又は主要な施設単位に整理する。

(3) 機械及び装置

- ① 工事情報及び財源の確認を行う。
- ② 小分類（国土交通省）及び規格・細別単位に整理する。
- ③ 現地にて確認を行う。

(4) その他の資産

① 土地

- ア 1筆単位で一つの台帳を作成する。
- イ 数量単位は地積（㎡）で整理する。

② 車両運搬具

- ア 管理台帳にて整理する。
- イ 数量単位は台数とする。

③ 工具及び備品

- ア 取得価額10万円以上かつ耐用年数1年以上のものとする。
- イ 台帳整理単位で整理する。

(5) 受贈資産（開発行為等）

区画整理事業、開発行為等、下水道事業に帰属した受贈資産について整理する。工

事金額が不明な場合は、他の不明資産と同様に仮想設計を行い整理する。

(6) 不明資産

設計図書、完成図書、工事関係資料及びその他関係書類等により確認できない資産については、不明資産として協議のうえ、施行年度、取得価格を推定するものとする。

(7) 除却資産

除却資産については、工事設計書及び工事関係資料等をもとに調査・整理する。なお、処理場等施設については、現地調査にて確認を行う。また、除却済みと判断した施設情報を抽出し、当該除却資産情報を一覧表にて整理する。

(8) 資産の取得価額

取得価額は、管路・処理場等毎に資産の整理を行い、取得価額を構成する直接費（工事請負金額）と間接費（付帯経費、事務費）を加算して算定する。

(9) 財源の充当

国庫補助金、工事負担金、受益者負担金及び地方起債等の財源については、建設改良費を各取得資産へ財源充当を行う。

(10) 固定資産整理図

管路資産に係る資産の重複、欠落等の防止及び調査結果を整理するため、管渠施設に対して、下水道台帳をもとに固定資産整理図を作成する。

(資産評価)

第24条 乙は、前条の資産整理を基本とし、分類した資産ごとに耐用年数等を設定し、減価償却計算等の再評価処理を実施し帳簿価額の算定を行う。

(固定資産コンバートデータ作成)

第25条 乙は、前条の資産整理を基本とし、第38条第2号に定める固定資産管理システムでの運用が可能となるように各種マスタに合致する管理コードや耐用年数等を設定し、第47条第2号で必要となる固定資産コンバートデータを作成する。

第3章 法適用移行事務支援

(業務の方針)

第26条 法適用に伴い、必要となる各種の事務手続きや検討業務等を円滑に進めるため、乙は甲に対して総括的な支援を実施する。

(支援内容)

第27条 主な支援の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 関係部局との調整
- (2) 予算科目及び勘定科目の設定
- (3) 法適用年度の予算調製

- (4) 開始貸借対照表作成
- (5) 打切決算
- (6) 条例・規則・規程の制定又は改廃支援
- (7) 職員研修
- (8) 実施作業報告書の作成
- (9) その他の移行支援

(関係部局との調整)

第28条 法適用にあたり関係部局との調整が必要な事項について、助言を行うものとする。

(予算科目及び勘定科目)

第29条 下水道事業の状況と資産内容に基づき、予定される予算経理及び仕訳を整理するとともに、予算科目及び勘定科目の設定に関する支援を行うものとする。

(法適用年度の予算調製)

第30条 法適用開始年度の予算調製に関する支援を行うものとする。主な業務は以下のとおりとする。

- (1) 予算書及び予算に関する説明書の記載事項の整理
- (2) 現行会計予算と企業会計予算の相違点の整理
- (3) 企業会計方式で新たに発生する費用の整理
- (4) 一般会計繰入金の整理
- (5) 経費負担区分の整理
- (6) 予算の実施計画の作成支援
- (7) 特例的収入及び支出の整理
- (8) 補てん財源の整理
- (9) 資金管理の検討（一時借入金等の検討含む）
- (10) 予算書及び予算に関する説明書の作成支援
- (11) その他（業務における質疑応答等）

(開始貸借対照表作成)

第31条 法適用する開始時点の貸借対照表の作成に関する支援を行うものとする。

(打切決算)

第32条 法適用開始前年度の下水道事業特別会計の打ち切り決算に関する支援を行うものとする。

(条例及び規則等の制定又は改廃支援)

第33条 下水道事業に地方公営企業法を適用するために必要となる条例及び規則等の制定、改定に対する支援を別紙2「例規整備支援業務の概要」に従って行うものとする。

(職員研修)

第34条 法適用により業務上必要となる知識を、甲の職員が習得するための研修会を開催するものとする。なお、研修回数、研修時期、研修内容及び研修受講者等については、甲の実情を考慮するものとする。

(実施作業報告書の作成)

第35条 法適用移行支援業務において実施した各工程における内容を実施作業報告書として取りまとめ甲に提出するものとする。

第4章 企業会計システム構築

(目的)

第36条 下水道事業に法を適用するにあたり、当該事業の会計方式を官公庁会計方式から公営企業会計方式へ移行させるため、公営企業会計システムを構築する（以下「システム構築」という。）ことを目的とする。

(システム構築対象事業と時期)

第37条 本業務におけるシステム構築の対象事業と時期は以下のとおりとする。

- (1) 国富町公共下水道事業
- (2) 令和5年4月1日

(システム構築対象機能)

第38条 本業務におけるシステム構築の対象は以下のとおりとする。

- (1) 公営企業会計基本システム
- (2) 固定資産管理システム
- (3) 企業債管理システム

(システム構築基本要件)

第39条 本業務におけるシステム構築の基本要件は以下のとおりとする。システム構築に際しては、第33条に定める条例及び規則等の制定又は改廃支援にて改正することとなる「国富町上下水道事業会計規程（仮称）」に準拠するものとする。

- (1) 「地方公営企業法」等の関係諸法令に基づいて開発されたシステムであること。
- (2) 平成24年2月1日施行の地方公営企業会計の制度変更等に対応可能であること。
- (3) システムの導入及び保守ともに、自社社員による対応ができること。
- (4) 他自治体等での導入実績を有すること。

(システム構築の運用方式)

第40条 公営会計業務特有の操作性を考慮したWeb方式のシステムであること。

(システム構築のセキュリティ対策)

第41条 システム構築のセキュリティ対策は以下に示す事項に対応していること。

- (1) システム使用者ごとにパスワードが設定でき、IDとパスワードで特定された担当者のみが操作できること。
- (2) システム使用者(担当部署)ごとに、操作可能な処理(登録、削除、参照)、プログラムが制御できること。
- (3) システム使用者(ログイン者)の操作履歴が管理できること。

(操作性)

第42条 本業務におけるシステム構築の操作性は職員の事務負担の軽減や人事異動等による担当者間の事務引き継ぎを考慮し以下のとおりとする。

- (1) メニュー
 - ① メニュー画面は処理の流れがわかりやすいフローメニューであること。
 - ② 一度のログインで処理可能な全てのメニューに展開できること。
 - ③ 関連する処理を続けて行う場合、各メニュー間の画面移動が容易に行えるような工夫がされていること。
 - ④ 使用しない処理画面には展開できないよう制御がかけられること。
- (2) 入力操作
 - ① 全ての操作についてキーボード入力のみでの処理が可能であること。
 - ② 日付項目はカレンダー画面、手入力のどちらからでも入力が可能であること。
 - ③ 設定により、土日祝日や年末年始の日付入力に制御がかけられること。
 - ④ 日付項目の制御について出納取扱金融機関等のカレンダーを別に設定できること。
 - ⑤ 各画面において検索可能な項目や必須項目が一目でわかるよう工夫が施されていること。
 - ⑥ 必須入力もれがあった場合のチェック機能を設けてあること。また、入力漏れ箇所が一目でわかるよう工夫されていること。
 - ⑦ 検索画面については日本語名称によるあいまい検索が可能であること。

(科目体系)

第43条 システム構築に際しては、科目体系は以下の機能を有すること。

- (1) 予算科目、勘定科目については節の下に「細節」、細節の下に「明細」が設定できること。
- (2) マスタ登録による年度別の登録や管理が可能で、科目体系の変更等にも柔軟に対応できること。

(消費税及び地方消費税の管理機能)

第44条 消費税及び地方消費税の管理機能は以下のとおりとする。

- (1) 期中税抜処理であること。
- (2) 税区分(課税・非課税・不課税・不課税(特定収入))については、伝票入力時にその都度操作者が判断するのではなく、予め予算科目(明細)に設定ができること。
- (3) 将来の法改正を考慮し、課税科目の消費税率は、予算科目ごとに設定でき、法改正時には、適用日の判断により自動的に税率の切替えが可能なこと。
- (4) 各入力画面では、税込又は税抜額を入力することにより、消費税率に応じて消費税額が自動計算されること。また、端数調整のため、手入力も可能であること。
- (5) 総額表示に対応できていること。

(データ管理及びマスタ管理)

第45条 本業務におけるシステム構築のデータ管理及びマスタ管理は以下のとおりとする。

- (1) データ管理
 - ① 5年以上のデータ保存が可能であり、過年度データの参照ができること。
 - ② 版下作成等、二次利用が必要な帳票については、帳票出力項目のとおり、CSVデータへ抽出が可能であること。
- (2) マスタ管理
 - ① 変更が見込まれる各項目については、マスタによる設定が可能であり稼働後も容易にメンテナンスができるよう保守プログラムが準備されていること。
 - ② 科目追加等によるレイアウト(項目)変更が見込まれる各種帳票(試算表、貸借対照表等)については、マスタによる設定変更が可能であること。
 - ③ マスタ設定内容についてはマスタリストにより設定内容が容易に確認できること。
 - ④ 債権者情報については、社名、代表者及び住所等の変更が頻繁に起こることに配慮し、変更開始日付によりそれらの情報の変更を判定できるよう工夫がなされていること。
 - ⑤ 債権者情報についてはその変更内容が適用される前に入力することが可能なこと。
 - ⑥ 年号についてはマスタ管理が可能であり元号切替時には容易に変更に対応できること。
 - ⑦ セグメント情報を登録及びセグメント情報のメンテナンスを行えること。
 - ⑧ セグメント共通の科目については共通科目として管理できること。

(印刷及びプレビュー機能等)

第46条 システムから出力される帳票の印刷及びプレビュー機能等については、事務処理の効率化や誤操作の防止及び出力用紙の節約に対応するため以下のとおりとする。

- (1) 全てにおいて、プレビュー画面で印刷せずに確認ができること。

- (2) プレビュー画面では、表示の拡大縮小、ページの前後移動、先頭最終ページへの移動が容易に行えること。
- (3) 帳票出力時、印刷頁、部数の指定が可能であること。
- (4) 出力帳票のサイズはA4判であること。
- (5) 帳票については、全て、PDF形式のデータへの出力が容易に行えること。

(データコンバート)

第47条 システム構築におけるデータコンバートについては、安定的な稼働を確保するため以下のとおりとする。

- (1) 公営企業会計基本システム
 - ① 予定開始貸借対照表及び開始貸借対照表作成のため法適用開始時の残高移行処理を実施すること。コンバートデータの内容については、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に属する勘定科目体系に合致したものでなければならない。
 - ② 水道会計システムや財務会計システムで管理運用されている既存のデータを対象とする。データコンバートによりがたい場合や内容に変更等が生じる場合はメンテナンス入力画面等にて対応するものとする。
- (2) 固定資産管理システムは、第25条にて作成した固定資産データのコンバート作業を実施する。

第5章 照査

(目的)

第48条 業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、本業務の手順や成果に誤りがないよう努めることとする。

(照査事項)

第49条 照査技術者は、業務全般にわたり次の各号に掲げる事項について照査を実施するものとする。

- (1) 基本条件の確認
- (2) 業務計画（実施方針、実施手法及び工程計画等）の妥当性の確認
- (3) 固定資産整理及び評価の内容及び結果の確認
- (4) 法適用移行事務支援の内容及び結果の確認
- (5) 企業会計システム構築の内容及び結果の確認
- (6) 成果品の確認

○別紙1（第19条第2項関係）

「業務対象施設の概要」

・公共下水道事業

施設区分	数 量	備 考
処理場	1 箇所	
マンホールポンプ場	1 3 箇所	
管路	5 4 km	
令和4年度までの資産	一式	

○別紙2（第33条関係）

「例規整備支援業務の概要」

1 例規整備支援業務の内容

(1) 例規整備方針に関するヒアリングシートの作成業務

現行の国富町例規を踏まえ、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う例規整備の方針に関するヒアリングシートを作成する。

(2) 整備検討用資料及び新規制定案（原案）の作成業務

① 調査・洗い出しによる整備検討用資料（洗い出しシート）の作成

上記(1)のヒアリングシートの回答を受け、例規検索システム（例規集を横断検索することが可能なものに限る。）に登録されている国富町例規について、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い整備が必要と考えられる例規の調査を行い、整備を要する箇所を洗い出し、改正案を記載した整備検討用資料（洗い出しシート）を作成する。

※ 調査及び洗い出し業務は、業務の開始時点における最新の内容現在の例規検索システムを基に行うものとする。

※ 例規検索システムにおいて検索することができないイメージデータ、様式等については、洗い出しの対象外とする。

② 新規制定案（原案）の作成

上記(1)のヒアリングシートにより甲から廃止及び新規制定の指示を受けた例規についての条文案を、新規制定案（原案）として作成する。

(3) 一部改正・廃止案（浄書）及び新規制定案（浄書）の作成業務

① 一部改正・廃止案（浄書）の作成

上記(2)①の整備検討用資料（洗い出しシート）により甲から指示がなされた事項について、一部改正・廃止案（浄書）を作成する。

② 新規制定案（浄書）の作成

上記(2)②の新規制定案（原案）を基に、甲からの加筆及び修正の指示を反映させ、新規制定案（浄書）を作成する。

※ 本業務においては、新旧対照表を作成しない。

※ 上記(1)から(3)においては、乙の定型フォーマットを用いて作成する。

2 成果物

(1) 例規整備方針に関するヒアリングシート

(2) 整備検討用資料（洗い出しシート）

(3) 新規制定案（原案）

(4) 一部改正・廃止案（浄書）

(5) 新規制定案（浄書）